

独立行政法人自動車事故対策機構
平成 1 5 年度業務実績評価調書

平成 1 6 年 8 月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業 務 運 営 評 価 （個別項目ごとの認定）

項 目		評 定	評定理由	意見
中期計画	平成 1 5 年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置				
(1) 組織運営の効率化 業務の繁閑に応じて柔軟かつ機動的に業務を担当できる体制を整備する。 このため課制を廃止し、固定的な課単位の組織に制約されず、機動的な人材運用を可能とするマネージャー制を導入する。	(1) 組織運営の効率化 マネージャー制の導入のための検討委員会を設置し、現行の組織運営等の分析を行った上で、本部組織の一部においてマネージャー制を試行的に導入する。	1	本部の一部について組織運営の分析を行っている。 試行的に導入したマネージャー制は、現場における業務運営の自由度の拡大、増加する業務に対する迅速かつ柔軟に対応するという本来の目的に対し十分に機能しているとはいえず、試行導入における課題の分析も行っていないことから、今後、地方組織等に拡大導入していくことにより、組織をどのように構築していくか展望がみえない。 以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。	設立後の半年の実績としては、概ね順調であるとしても、中期目標の達成に対する次年度以降の進捗見通しに対する考え方が明確ではない。
(2) 人材の活用 業務に必要な役職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員を積極的に活用するなど組織の活性化を図る。 また、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築する。	(2) 人材の活用 適性診断業務において産業カウンセラー等の資格を取得した職員を全国的に 7 6 人以上適正に配置するなど、職員を積極的に活用する。 また、職員の能力・実績をより適正に評価する仕組みを構築するための検討委員会を設置し、現行の評価方法等の分析を行う。	1	産業カウンセラー等の資格を取得させた職員を、77 人配置している。 職員の能力・実績の評価方法等についての現行の課題の検討を含めた分析が十分に行われていないため、次年度以降の見通しにおいても、組織の一層の活性化を図るとした中期目標をどのように達成していくのか具体的な計画がたてられていない。 以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。	設立後の半年の実績としては、概ね順調であるとしても、中期目標の達成に対する次年度以降の進捗見通しに対する考え方が明確ではない。
(3) 業務運営の効率化	(3) 業務運営の効率化			

指導講習業務 ア 職員に対する研修制度を拡充し、職員の能力開発を促進することにより、指導講習に係る講義の業務の一部を職員が実施できるよう育成を図り、業務経費を削減する。	指導講習業務 ア 専任講師と同様の講習を行う職員を育成するために、外部研修を 25 人に対して実施するとともに、専任講師による講習の一部を行う職員を育成するために、運行管理業務等に関する内部研修を 10 人に対して実施する。	1	専門講師の行う講習を職員が行えるよう職員の育成を図っている。 外部研修を、年度計画のとおり、25 人に実施している。 内部研修を年度計画で 10 人に実施するところ 7 人に実施し、3 人が研修の一部を 16 年度初に繰り越して実施している。 以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
イ 効果を勘案しつつ、IT を活用した全国統一の受講者管理システムの構築など、業務全般の見直しにより、業務の効率化を図る。	イ 汎用ソフトを活用した受講管理及び受講通知に関するプログラムの作成と受講者データベースの入力作業を完了することにより、全国統一の受講者管理システムを構築し、現在、職員が手作業により処理している案内通知、受講者集計業務等の IT 化を行う。	2	手作業で行っていた受講者台帳作成等の業務の IT 化のための受講者データの入力作業を終了し、業務の効率化を 16 年度に実施することとしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	着実な実施状況であるが、計画の内容自体は遅きに失したものである。
ウ 受講者が少ない開催場所について、隣接県との共同講習を行う等により、中期目標期間中に 10 会場以上について集約化を行う。	ウ 受講者が少ない開催場所を対象に、隣接県との共同講習を実施して 2 会場以上の集約化を行う。	2	15 年度は計画のとおり、2 講習会場の集約化を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
エ 講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。	エ 講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上等により、自己収入（平成 15 年度）を認可法人時の最終年度（平成 14 年度）より向上させる。	2	受講者数を増加させ、自己収入を 5.2% 増加させており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
オ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、35% 以上（認可法人時 32.7%）に引き上げる。	オ 以上の措置を講ずることにより、自己収入比率（平成 15 年度）を認可法人時の最終年度（平成 14 年度）より向上させる。	2	自己収入比率を、前年度より 0.4 ポイント向上させ、33.2% としており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
適性診断業務 ア 専門委員（大学教授等）による職員の助言指導能力の育成を行うことにより、適性診断後のカウンセリングの業務を職員が実施で	適性診断業務 ア 現在、専門委員（大学教授等）により実施している特別診断及び特定診断の助言指導を行う職員の育成並びに当該職員によるカウ	2	専門委員の行う助言指導を職員が行えるよう職員の育成を図っている。 基礎的研修を 20 人に対して実施する計画のところ、助言指導を伴う診断が増	

きるように育成し、業務経費を削減する。	ンセリング業務の実施を通じた経費削減を平成18年度末までに行うために、基礎的研修を20人に対して実施する。		えたことに対応するため、25人に研修を実施している。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
イ 受付時点から全ての業務プロセスの見直しを実施し、効果を勘案しつつ、統計業務のオンライン化や業務のマニュアル化等を図り、業務全体の効率化を図る。	イ 診断結果の統計業務のオンライン化を完了するとともに、業務のマニュアル化のための業務実態を分析する。	2	業務ミスの少ない効率的な事務処理、迅速な情報の共有化等を図るため本部・主管・支所間のオンライン化による統計業務のIT化を終了している。 業務のマニュアル化に向けた業務実態の分析を適切に行っている。 業務の効率化を16年度に実施することとしている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
ウ 診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上等により、自己収入の増加を図る。	ウ 診断内容の高度化や受診者・事業者の利便性向上により、自己収入（平成15年度）を認可法人時の最終年度（平成14年度）より向上させる。	2	受診者数を増加させ、自己収入を12.9%増加させており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
エ 以上の措置を講ずる等により、自己収入比率について、中期目標期間の最後の事業年度において、35%以上（認可法人時30.1%）に引き上げる。	エ 以上の措置を講ずることにより、自己収入比率（平成15年度）を認可法人時の最終年度（平成14年度）より向上させる。	2	自己収入比率を、前年度より3.8ポイント向上させ、33.9%としており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	着実な実施状況であるが、目標がこの数値でいいかどうかは別である。
重度後遺障害者に対する援護業務（療護センター）	重度後遺障害者に対する援護業務（療護センター）			
ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	2	タスクフォースによる外部評価を受け、その結果をホームページ等で公表しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
イ 平成15年度より千葉療護センターの民間委託化を行い、全センターの業務の民間委託化を図ったところであるが、さらに民間委託している定型的・単純作業についての見直し等による経費節減や検査外来の増加により、既存病床の運営経費について、中期目標期	イ 適切な医療水準を確保した適正な看護師の配置の見直し、外部委託を行っている定型的・単純作業における契約方法・内容の見直し並びに検査外来の増加に向けた実態把握及び施設の効率的な活用方法の策定を行い、既存病床の運営経費（平成15年度）につい	2	適正な看護師の配置の見直し等により、適切な医療水準を確保しつつ、運営経費の節減に向けた方策を策定し、着実に経費節減が図られており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	

間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で4%程度に相当する額を節減する。	て、認可法人の最終年度（平成14年度）より節減する。			
（介護料支給） 介護料支給事務について、請求事務プロセスの見直し、支給額積算の電子データ化により、事務の処理期間の短縮化を図る。	（介護料支給） モデル支所において、現在職員が手作業により処理している支給額積算業務について、汎用ソフトを活用した電子データ化を試行的に実施する。	2	東京主管支所において、支給額積算業務の電子データ化を試行的に行い、事務処理期間の短縮が図られたため、16年度以降、支所ごとに行っていた支給額積算業務を主管支所に集約し、事務処理期間の短縮化を図るとしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
交通遺児等への支援業務 ア 債権管理委員会により、債権管理方法の改善を行い、効果的、効率的な回収を図り、回収経費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で20%程度に相当する額を削減しつつ、債権回収率90%以上確保する。	交通遺児等への支援業務 ア 債権管理規程を策定し、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90%以上を確保するとともに、債権回収のマニュアル化を行うことにより効率的な債権回収を実施し、債権回収経費（平成15年度）について、認可法人の最終年度（平成14年度）比で3%程度に相当する額を削減する。	2	債権管理規程の策定及び債権回収のマニュアル化を行い、効果的な債権回収を行うことにより、債権回収率90%以上を確保するとともに、債権回収経費について、年度計画の削減目標を達成しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。	イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。	2	債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとされており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
情報提供業務 自動車アセスメントを適切なコストで実施していくため、試験実施方法の合理化等を図り、試験毎の1台当たりの試験実施費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年	情報提供業務 自動車アセスメントを適切なコストで実施するため、試験準備のための試験器等の精度の確認項目数の削減を行い、試験毎の1台当たりの試験実施費（平成15年度）について、認可法人の最終年度（平	2	試験の質を落とすことなく、中期計画を達成するため、衝突を行う試験について、試験準備のための試験器等の精度の確認項目数を見直し、試験毎の1台当たりの試験実施費を着実に削減しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況	

度（平成 14 年度）比で 4 % 程度に相当する額を削減する。	成 14 年度）比で 1 % 程度に相当する額を削減する。		にあると認められる。	
業務全般 業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図る。特に、一般管理費について、より一層の業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成 14 年度）比で 10 % 程度に相当する額を削減する。	業務全般 業務プロセスの見直しを実施し、業務運営の効率化を図るとともに、一般管理費について、効率化に向けた組織体制及び給与体系の抜本的な見直しを含む経費節減のための方策を策定する。	1	財務会計システムのオンライン化・パソコンバンキング等により業務処理の情報化、電子化等業務運営の効率化を図っている。 一般管理費について、人件費・物件費の節約の方策を策定し、16 年度以降実施することとしているが、中期計画を達成するのに必要十分な方策を策定したとはいえない。 以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置 (1) 指導講習業務 講習回数の増回、業態別や事業規模別の講習の実施等を行い、受講者の講習環境を向上させる。	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置 (1) 指導講習業務 一般講習を 2 回以上開催している全支所について、旅客・貨物別の業態別講習を実施するとともに、試行的に東京主管支所において事業規模別の講習を実施する。	2	一般講習を 2 回以上開催する 38 支所において業態別講習を行うとともに、東京主管支所において試行的に実施した事業規模別講習について受講者・事業者のニーズを踏まえつつ 16 年度以降も実施していくとしているほか、ニーズを踏まえた出張講習を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
少人数による受講者参加型講習の推進、最新の事故事例研究・分析に基づく再発防止のための運行管理改善手法の導入、効果的な教材の活用等指導講習の内容の充実を図る。	特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を全支所で実施する。また、試行的に東京主管支所をはじめとする 10 支所において視聴覚機器を用いた講習を実施する。	2	少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を全支所で実施している。 受講者の多い 10 支所において試行的に実施した視聴覚機器を用いた講習について効果の検証を行いつつ実施支所の拡大を図るとしているなど、指導講習の内容を充実している。 以上により、中期目標の達成にむけて	

職員の資質向上を図るため研修制度の充実を行うとともに、事故防止相談や事故防止のための企業コンサルティングを試行的に実施する。	本部及び全主管支所（沖縄支所を含む）に事故防止相談窓口を設置し、事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集するとともに、試行的に2社程度の事業者に対して企業コンサルティングを実施し、コンサルティングを行うための知見の蓄積を行う。	2	着実な実施状況にあると認められる。 本部・全主管支所に事故防止相談窓口を設置し、事故防止コンサルティングに係る企業のニーズを収集するとともに、東京、高松において、2事業者に対し企業コンサルティングを実施し、本格実施に向けた知見の蓄積を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
運行管理における診断結果の活用を促進するため、適性診断活用講座の実施等を通じた適性診断活用法を取り入れた講習を実施する。	運行管理の現場における適性診断結果の利用実態の調査を行い、事業者の事業種別及び事業規模毎に、運行管理者による内部カウンセリング体制を構築するに当たっての問題点を把握する。	1	一般講習受講者に対する運行管理の現場における適性診断結果の利用実態の調査を行ったが、調査方法について十分な検討が行われたとはいえない。 事故防止対策において、適性診断結果に基づく助言・指導は有効であるが、活用状況が消極的であるという問題点を把握したとしているが、さらに踏み込んだ分析、問題点の把握を行うべきである。 適性診断結果の活用について、事業者の理解を得られるよう、講習用教材に反映させる等、運行管理者に対するサポートを行うこととしたとしているが、より効果的な対応策を検討するべきである。 以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
定期的に受講者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、指導講習の内容の充実に反映する。	受講者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき講習の実施方法等の改善を含めた講習内容の充実を行う。	1	受講者・事業者に対する調査を実施している。 調査結果に基づき、講習の実施方法等の改善を含めた講習内容の充実が行われていない。 以上から、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに4.0以上とする。	以上の措置を講じることにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成15年度）について、平成14年度に実施したプレ調査以上の評価	2	受講者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度については、運行管理者になろうとする者に対する基礎講習・一般講習は、それぞれ、14年度と比較し、0.33、0.15ポイント向上し、3.97、4.01となっている。	

	を獲得する。		事故・違反を惹起した者に対する特別講習は高い評価を得ている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
(2) 適性診断業務 効果を勘案しつつ、自動視野測定機の導入、アイカメラ・シミュレーターの開発・試行導入など機器の充実を行い、認知分野も含めた診断内容の高度化を図る。さらに貸出し用自動診断機器の開発を行い、全国に配備し、受診者・事業者の利便性を向上させる。	(2) 適性診断業務 自動視野測定器及び貸出し用自動診断機器について、東京主管支所管内において試行的導入及びその効果の検証を行い、その結果を踏まえて、自動視野測定機は全主管支所（沖縄支所を含む）に、貸出し用自動診断機器は全支所に本格的な導入を行う。 また、アイカメラ・シミュレーターについて、効果を検証するために試作機の開発及び実験を行う。	2	自動視野測定機及び貸出し用自動診断機器について、東京主管支所において行った効果の検証を踏まえ、自動視野測定機は沖縄支所を含む全主管支所に、貸出し用自動診断機器は全支所に導入し、診断内容の高度化、受診者・事業者の利便性の向上を図っている。 アイカメラ・シミュレーターについても、実用化に向けた開発・データ収集を着実にやっている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	アイカメラのシミュレーションについては、具体的な事故対策に直結するテーマを探して進めるべきである。
業態別等の診断結果の助言内容の充実、最新の事故事例研究・分析に基づくカウンセリング技法や小集団技法等の向上による助言指導の充実を図るとともに、運行管理者を対象とした適性診断活用講座を中期目標期間中に全支所において実施する。	性格テスト・安全運転態度テスト及びその結果に基づく助言内容を業態別に改良するとともに、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施し、適性診断の質を向上させる。 また、運行管理者を対象とした適性診断活用講座の実施に向けて、実施マニュアルの策定を行う。	2	助言内容を業態別に改良するとともに、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施し、適性診断の質を向上させている。 運行管理者を対象とした適性診断活用講座の実施に向けた実施マニュアルについても、計画的に策定を行っている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
職員の資質を向上させ、助言指導を充実するため、計画的に職員への研修を実施し、中期目標期間中に診断業務担当職員の80%以上に産業カウンセラー資格を取得させる。	産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の70%以上の職員に資格を取得させる。	2	産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の71%（14年度から12ポイント向上）の職員に資格を取得させており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
事業者の運行管理における診断結果の活用を促進するため、支所からオンライン化により得られた全国的な診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に解析し、個人情報保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報提供を行う。	診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に本部及び全支所において出力可能なシステムを構築し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報提供を行う。	2	診断結果データを地域別、事業者別、業態別、年齢別に出力可能なシステムを構築し、個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に、事故防止に資する情報提供を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められ	効果的に行うためには、管理者にフィードバックしない方がいいのではないか。

つ、事故防止に資する情報として事業者及び関係者に提供する。			る。	
定期的に受診者・事業者に対する調査を実施し、ニーズ等を踏まえ、適性診断の内容の充実に反映する。	受診者・事業者に対する調査を実施し、調査結果に基づき診断の実施方法等の改善を含めた診断内容の充実を行う。	1	受診者・事業者に対する調査を実施している。 調査結果に基づき診断の実施方法等の改善を含めた診断内容の充実が行われていない。 以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
以上の施策を実施することにより、受診者・事業者に対する５段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに４．０以上とする。	以上の措置を講じることにより、受診者・事業者に対する５段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成１５年度）について、平成１４年度に実施したブレ調査以上の評価を獲得する。	2	受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度については、定期的に受診することとされている一般診断・高齢診断は１４年度と比較し、それぞれ、０.32、０.13ポイント向上し、3.99、3.96となっている。 これからプロドライバーとなる者に対する初任診断、事故・違反を惹起した者に対する特定診断は高い評価を得ている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
（３）重度後遺障害者に対する援護（療護センター） 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシング^{（注３）}や高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施することにより、中期目標期間中に脱却者３０人以上（認可法人時の直近４ヶ年平均年９人）とするなど、治療効果を高める。	（３）重度後遺障害者に対する援護（療護センター） 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器による高度な治療・看護を実施し、脱却者４名以上とする。	2	脱却者数については短期間では数値の変動が大きいと認め、認可法人時の直近４ヶ年平均年９人を基準としたところ、１５年度は半年間で８人を脱却させており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
質の高い治療機会を医学的観点から公平に提供するため、治療効果の観点を踏まえた入院や入院中の経過説明等入退院プロセスの構築を図るとともに、その他の医療機関との連携を図りつつ病床や高	平成１７年度開業に向け千葉療護センターに介護病床の整備を進めるとともに、入退院プロセスの構築を図るため、各療護センターの現状調査を行う。	2	千葉療護センターの介護病床の１７年度開業に向けた整備を着実に進めるとともに、入退院プロセスの構築を図るため、４療護センターの現状調査を実施しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	

度先進医療機器の整備を進める。 短期入院事業において、入退院の状況を勘案しつつ、療護センターの有効活用を図る。	東北・中部療護センターにおいて、入退院による病床の稼働状況を勘案して可能な限り短期入院事業を行うとともに、岡山療護センターについても短期入院事業の実施に向けた環境整備を行う。	2	東北・中部療護センターにおいて短期入院事業を行い 58 人日の受け入れを行うとともに、岡山療護センターにおいても短期入院事業の 16 年度実施に向けた環境整備を進めており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
メディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する支援や在宅介護者に対する介護に関する知識・技術の提供を推進する。	メディカル・ソーシャルワーカーにより、転院先情報の提供など患者家族に対する支援や、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報の提供など在宅介護者に対する支援を強化する。	2	メディカル・ソーシャルワーカーによる転院先情報、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報などの提供により、患者家族、在宅介護者に対し支援を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
地元大学等研究機関や療護センター間の連携の強化、職場内研修の充実等により、プライマリー・ナーシングや高度先進医療機器を活用した医療技術の開発・向上を図り、一般病院への普及を図るため、日本脳神経外科学会、意識障害治療学会等において年平均 10 件以上（認可法人時の直近 4 ヶ年平均年 7.3 件）の研究成果の発表を行うとともに、短期入院協力病院に対する実務研修等を行う。	療護センターにおいて実施されている遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の技術を一般病院に対して普及させるため、地元大学等との連携をとりながら 5 件以上の学会発表を行うとともに、新たに短期入院事業に協力する病院への働きかけとして実務研修を実施する。	2	日本脳神経外科学会において 9 件の研究成果を発表するとともに、岡山・千葉療護センターにおいて、短期入院事業に協力する病院に対する実務研修を 3 回実施しており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
地域医療機関との連携を図り、年間 9,000 件以上（認可法人時の直近 4 ヶ年平均年 5,493 件）の高度先進医療機器の検査を受託する。	地域医療機関との連携を図り、4,500 件以上の高度先進医療機器の検査を受託する。	3	4 療護センターにおいて、4,787 件の高度先進医療機器の検査を受託しており、中期目標の達成にむけて特に優れた実施状況にあると認められる。	
（介護料支給等支援業務） 被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。	（介護料支給等支援業務） 被害者の状況に応じた介護料の支給及び一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図る。	2	3,570 人に対し後遺障害の程度・介護の状況に応じた介護料の支給及び 278 人に対し一般病院への短期入院費用に係る助成を行うことにより、効果的な被害者救済を図っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められ	

介護に関する相談窓口を主管支所に設置し、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を効果的な広報と併せて実施するとともに、療護センターと連携し、５段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに４．０以上とする。	介護相談窓口を全主管支所に設置し、介護福祉士等により積極的な相談支援を行うとともに、窓口寄せられた相談内容から被害者のニーズの高い情報について、療護センターと連携を図りつつ、「介護だより」を通じて提供する。これらの措置を講じることにより、５段階評価の調査における重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度（平成１５年度）について、平成１４年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。	2	る。 介護相談窓口を全主管支所に設置し、介護福祉士等により積極的な相談支援を行うとともに、ニーズの高い情報を「介護だより」を通じて提供している。 重度後遺障害者の家族への相談支援に関する評価度については、１４年度と比較し、0.15 ポイント向上した 3.67 となっている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
(４) 交通遺児等に対する支援業務 被害者の状況に応じた無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図りつつ、保護者同士の交流の場の設置等により被害者家族相互の親睦を深め、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。被害者に対する調査を実施し、５段階評価における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに４．０以上とする。	(４) 交通遺児等に対する支援業務 交通遺児等に対して経済的な支援を目的とした無利子貸付けを行うとともに、同制度の利用対象者の保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行や「書道コンテスト」を全支所において実施することにより、精神的支援を強化する。これらの措置を講じることにより、被害者に対する５段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成１５年度）について、平成１４年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。	2	交通遺児等 1,751 人に対し無利子貸付けを行うとともに、保護者や子供たちの交流の場である「友の会」を運営し、「友の会だより」の発行や「書道コンテスト」を実施することにより、精神的支援を強化している。 被害者に対する精神的支援に関する評価度については、中期計画で達成することとした評価度をわずかに下回ったものの、１４年度と比較し、0.17 ポイント向上した 3.95 となっている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
(５) 広報活動業務 介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレットを年１回全市町村に、療護センターについても業務に関するパンフレットを年１回脳神経外科病院等に配布するなど、広報活動を強化する。	(５) 広報活動業務 被害者保護を推進する観点から、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット及びポスターを全市町村他関係機関に配布し、受給資格者及び貸付対象者に対し周知徹底を図る。 また、療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を	2	全市町村他関係機関に、介護料支給業務及び交通遺児等貸付業務の案内パンフレット（3,625 箇所）及びポスター（5,303 箇所）を配布し、受給資格者及び貸付対象者に対しこれら業務について周知徹底を図っている。 療護センターの業務に関するパンフレットを脳神経外科を主体とした 1,164 病	

	主体とした病院に配布し、患者家族等への周知徹底を図る。		院に配布し、患者家族等への周知徹底を図っている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
介護料支給業務においては、損保会社等と連携し、受給資格者に対する周知徹底を図る。	各損保会社等に協力依頼し、受給資格者に対し周知徹底を図る。	2	各損保会社等を通じて、受給資格となり得る重度後遺障害者及びその家族に対し周知徹底を図っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
(6)自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務 交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や(社)日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。	(6)自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務 交通安全フェア等の各種催しにおける展示物及び配布物の改善等により、国や(社)日本損害保険協会等と協力しつつ、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を強化する。	2	本部において、東京モーターショー、交通安全フェア等のイベントに出展し、出展パネルを改善する等により、自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を積極的に行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	展示方法について、さらなる改善を図って欲しい。
機構の全国組織を活用し、事業者や被害者に対する自動車損害賠償保障制度の周知を行う。	都道府県単位で実施されている交通安全等に関する催しに対して、支所単位で参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝を行う。	2	各支所において、交通安全等に関するイベントに46回参加し、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝活動を積極的に行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
(7)情報提供業務 効果的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(の数)の直近2カ年の平均値)について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)比で4%以上の改善を達成する。	(7)情報提供業務 効果的かつ公正なアセスメント事業を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供し、安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(の数)の直近2カ年の平均値)(平成15年度)について、認可法人の最終年度(平成14年度)より、1%以上の改善を図る。	2	安全性能に係る指標(車種類型別の総合評価(の数)の直近2カ年の平均値)について、14年度より、1.2%改善を図っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
パンフレット配布先の拡大、ホームページの構成の改善等により、アクセスしやすい、分かりやすい情報提供をユーザーに行うとともに、定期的に利用者調査を実施し、業務の改善に反映させる。	パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、配布箇所数(平成15年度)を認可法人の最終年度(平成14年度)以上とするとともに、利用者に対する調査を実施し、情報提	2	パンフレットの配布について全国の市区町村役場等に協力要請を行い、配布箇所数を14年度以上としている。 ユーザーに対する利用度・満足度に関する評価度については、14年度と比較し、0.23ポイント向上した3.81となっ	

ユーザーに対する５段階評価の利用度・満足度に関する評価度について、中期目標期間の最後の事業年度までに４．０以上とする。	供の内容の改善を図ることにより、ユーザーに対する５段階評価の調査における利用度・満足度に関する評価度（平成１５年度）について、平成１４年度に実施したプレ調査以上の評価を獲得する。		ている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
歩行者保護性能のアセスメントを平成１５年度より導入する。また、側面衝突安全性能評価等について調査研究を行う。	歩行者が自動車に衝突された場合の被害軽減を促進するため、歩行者頭部保護性能のアセスメントを実施する。 また、側面衝突安全性能評価について、評価方法の改良を図るため、米国、欧州、豪州等の文献調査及び国内の実事故データの統計分析を行う。	1	歩行者頭部保護性能のアセスメントを実施している。 側面衝突安全性能評価についての米国、欧州等の試験方法の文献による調査及び国内の実事故データの統計分析を行っているが、欧州アセスメント実施機関の試験については、試験方法のみを調査し、試験結果を踏まえた分析については１６年度に行うこととした。 以上により、中期目標の達成にむけて概ね着実な実施状況にあると認められる。	
実事故データと安全性能評価結果の相関関係を解析し、自動車アセスメントの改善に資する。	総合評価採用以降に実施した試験対象車種の事故データを調査・収集するとともに、当該車種の評価試験結果との相関関係を解析する。	2	実事故データと安全性能評価との相関関係を解析し、正面衝突については一定の相関関係が見られたが側面衝突については相関関係がみられなかったことから、１６年度以降、さらに実事故データを蓄積し、障害部位ごとに相関関係を解析することにより、試験法・評価法の改善に資するとしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	重要なデータであり、グラフを入れるなど一般国民にももっとわかりやすく公表することを検討して欲しい。
海外の専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国アセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施する。	海外のアセスメント関係機関との討論及び情報交換を積極的に行うとともに、自動車の安全性に係る国際会議へ参加する。	2	試験開発能力の向上を図るため、海外のアセスメント関係機関の実施する国際会議等に積極的に参加し、実施した試験・評価についての発表・意見交換を行っている。 事故とアセスメント評価の相関分析手法及び歩行者保護アセスメントの試験方法等についての知見を得たとしている。 以上により、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
業務改善状況等についてタスク	業務改善状況等についてタスク	2	タスクフォースによる外部評価を行	

フォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	フォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。		い、その結果をホームページ等で公表することとしており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。	
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定する。	別紙のとおり	2	中期計画に基づいた年度計画予算、収支計画及び資金計画を策定し、計画に沿って、サービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
4. 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。	予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,600百万円とする。	—	平成15年度は該当なし。	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 なし	なし	-	平成15年度は該当なし。	
6. 剰余金の使途 剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。	剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、利用者サービス充実のための環境の整備、職員研修の充実に充てる。	-	平成15年度は該当なし。	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 別紙のとおり	(1) 施設及び設備に関する計画 別紙のとおり	2	千葉療護センター介護病床工事の工程の一部を16年度に繰り越しているが、開業の予定には影響がないことから、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。	
(2) 人事に関する計画 方針 中期目標期間中において、サー	(2) 人事に関する計画 方針 サービスその他業務の質の向上	2	業務全体の情報化・電子化を進め業務	

ビスその他業務の質の向上を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。 人材の育成 指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。 人員に関する指標 中期目標期間の最終年度までに、職員数を抑制する。 〔参考〕 1) 期初の常勤職員数 340人 2) 期末の常勤職員見込み 336人	を図りつつ、業務全般における業務プロセスの見直しや集約化等を実施し、業務運営の効率化を図ることにより、計画的な削減を行い人員の抑制に努める。 人材育成 指導講習業務における講師の育成や適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を充実し、職員の資質を向上させる。 人員に関する指標 期初の職員数を維持する。	運営の効率化の実施を始めることにより、計画的に人員の抑制に努めるとともに、研修制度を充実させ、職員の資質を向上させるとともに、業務経費を削減していくこととしており、中期目標の達成にむけて着実な実施状況にあると認められる。
--	---	---

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

- 3点：中期目標の達成に向けて特に優れた実施状況にあると認められる。
- 2点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 1点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- 0点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められず、業務改善が必要である。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順 調	概ね順調	要努力	評 定 理 由
		○		各項目の合計点数 = 97 項目数 (52) × 2 = 104 下記公式 = 93 %

- < 記入要領 >
- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が130％以上である場合には、「極めて順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が100％以上130％未満である場合には、「順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70％以上100％未満である場合には、「概ね順調」とする。
 - （各項目の合計点数）／（項目数に2を乗じた数）が70％未満である場合には、「要努力」とする。
 - ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

自主改善努力評価

評 定	評 定 理 由
-	法人が説明を行った自主改善努力である業務運営を円滑に実施する上で必要な諸規程類の見直し等については、一般的な努力に留まるため、「相当程度の実践的努力が認められる」とはいえない。

- < 記入要領 >
- ・自主改善努力が意欲的かつ前向きで、優れた実践事例として認められる場合には、評価欄に「相当程度の実践的努力が認められる」と記入し、認められない場合には「-」と記入する。いずれの場合においても、その右の「評定理由」欄に、取り組みの事例を含め、その理由を記入する。

業務全般に関する意見

・機構として交通事故をどのように減らしていくかということを常に念頭におきながら業務に取り組むべきである。 ・最新の交通事故の傾向をキャッチし、その傾向に併せて、業務のあり方を見直していくという機能も必要である。 ・諸外国の事例の調査をする場合において、他の機関の調査研究と横の連携を図り、施策全体としての効率化を目指すべきである。 ・数値目標については概ね順調に達成しているが、機構として社会的に重要な役割を果たしていくためには、さらに創意工夫をし、活動の実質的な価値を高めていく努力をすることが必要である。 ・機構も業務の功績が認められているということを励みに、さらにしっかりとした運営を行って欲しい。
--

- < 記入要領 >
- ・業務運営評価及び自主改善努力評価を踏まえ、本欄には、総合的な評価について必要な場合に付される意見を記入する。（業務運営評価、自主改善努力評価及び本意見をもって総合的な評価とする。）